

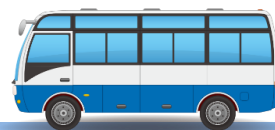
神石高原町の公共交通

令和8年5月1日～

〈町営バス〉

「神石油木線」
「油木豊松線」

運行委託会社:(有)広田商店 ☎0847-87-0017
運行委託会社:(有)三和交通タクシー ☎0847-85-3082



時刻表は、右記
の二次元コード
からご確認ください



〈ふれあいタクシー〉

内 容

利用目的	町内であればどこでも(通院、買い物、食事など)行くことができます。	
利用料金	普通車	目的地まで片道最大1,200円で利用できます。 ただし、町内の医療機関及び歯科、整体(保険診療の適用となる施術)に治療・通院する場合は、片道800円で利用できます。
	9人乗り車両	目的地まで片道最大3,000円で利用できます。
利用回数	1人1か月10回まで(ただし、町長が次のいずれかに該当すると認める者については、月20回までとする。) (1)人工透析を必要とする者 (2)医師の診断等により、月10回以上の通院を必要とする者 ※(2)については当該理由を証明する医師の診断書の提出が必要です。	
利用できる事業者	町内タクシー事業者及び介護タクシー事業者の普通車～9人乗り車両、介護車両を利用できます。	
相 乗 り	タクシー利用者の1人が「利用者証」を持っていれば、相乗り同乗者も対象となります。 ※「利用者証」を持った人が先に乗車している必要があります。 ※相乗り乗車は、目的地までの通常経路沿いでの乗車が対象です。	

対象となる資格要件

神石高原町内に住所を有し、次のいずれかに該当する人

- ①満75歳以上の方
- ②身体障害者手帳の交付を受けた人
- ③療育手帳の交付を受けた人
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- ⑤特定疾患医療受給者証の交付を受けた人
- ⑥介護保険法に規定する要介護者及び要支援者(介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む)
- ⑦満75歳未満で運転免許証を返納した人
- ⑧その他町長が認めた人
 - ・運転免許証を所有していない人(18歳以上で学生を除く)
 - ・原付及び自動二輪免許のみ保有している人(18歳以上で学生を除く)
 - ・母子健康手帳の交付を受けている人(許可の日から出産予定日の後1年間に限る)



申請について

◎役場本庁総務課、各支所で申請してください。
「ふれあいタクシー利用者証」を発行します。

〈申請に必要な書類など〉

- 写真
(3cm×4cmで申請前6ヶ月以内に撮影したもの)
※本庁総務課、各支所で撮影もできます。
- 対象となる資格要件に該当する証明書
(本人が交付を受けている各種証明書)
※満75歳以上で申請の場合は、年齢が確認できるもの(保険証など)

◎代理申請される場合は、申請者本人の写真若しくは電子データを持参してください。

注意事項

- タクシーを利用する場合には、必ず「ふれあいタクシー利用者証」をお持ちください。(お忘れの場合は、通常のタクシー運賃が必要となります。)
- 目的地が町内の場合に限り対象となります。
- 「ふれあいタクシー利用者証」は、交付を受けた後、更新の必要なく使用できますが、資格を喪失した場合は、喪失届の提出及び利用者証の返却が必要です。
- 目的地での停車は、10分程度でも片道料金1,200円(800円)が必要です。
- 目的地を複数設定する乗車は、ふれあいタクシーの対象とはなりません。

〈町外医療機関通院者支援事業〉

内 容

利用目的	ふれあいタクシーを利用して、町外医療機関へ通院できます。 ※歯科、柔道整復師(鍼灸・整体マッサージ)は対象外。
利用料金	町外へのタクシー利用片道1回につき、町が3,000円を上限として半額を補助します。 ※町境まではふれあいタクシーが利用できます。その場合は、町境から町外医療機関までの料金が対象となります。
利用できる事業者	町内のタクシー事業者及び介護タクシー事業者

対象となる方

- ①町外の医療機関にふれあいタクシーを利用して通院される人
- ②その他町長が認める人

申請について

- ◎役場本庁総務課、各支所で申請してください。
〈申請に必要な書類など〉
- 受診医療機関の診断書(傷病名、通院加療期間が明記されたもの)
※受診医療機関ごとに診断書が必要です。
※母子健康手帳の交付を受けた人の利用については、診断書の提出は免除されます。



〈運転免許証自主返納者支援事業〉

内 容

補助対象	神石高原町に住所を有する65歳以上の人で、運転免許証を自主返納した人(過去3年以内)
補助内容	ふれあいタクシーで利用できるタクシー券(1回乗車券)を50枚交付(交付は1回のみ)

申請について

- ◎役場本庁総務課、各支所で申請してください。
〈申請に必要な書類など〉
- 運転経歴証明書若しくは運転免許取消通知書



※記載内容については、変更になる場合があります。

利用できるタクシー及び介護タクシー事業者			
田島タクシー	82-2200	池田タクシー	84-2144
神石タクシー	87-0017	Jタクシー	090-2297-7895
エクシードタクシー	87-0888	三和交通タクシー	85-4444
愛護介護タクシー	090-2094-3316	まごのてタクシー	090-7139-0505

※介護タクシー事業者:三和交通タクシー、池田タクシー、まごのてタクシー、愛護介護タクシーの4社です。

事業の問い合わせ先	
本庁総務課	89-3330
油木支所	82-0211
神石支所	87-0211
豊松支所	84-2211